# 徳島県福祉人材センターであっせんできる事業所・職種の範囲について

取り扱うことのできる求人は以下の $1\sim7$ のいずれかに該当する、県内に就業先がある事業所です。

## 〔取扱対象範囲〕

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障がい者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 行政が実施する相談所
- (7) 社会福祉分野の国家資格を有する専門職(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士)を必要とする上記以外の事業所

#### 〔主な職種〕

介護職・介護補助、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育職・保育補助、看護職(病院の看護職は不可)、栄養士、調理員、セラピスト(OT・PT・ST等)、施設長・管理者・責任者、社会福祉協議会専門員、事務職、運転手 など

### 〔実施主体〕

社会福祉法人、医療法人、株式会社、有限会社、NPO、自治体 など、上記の事業を行っている全ての事業所が対象になります。

## 〔取扱対象外の求人〕

- (1) 上記取扱範囲以外の求人
- (2) 配属先が徳島県以外の求人
- (3) 労働関係法規を遵守していない求人
- (4) 労働者派遣事業、請負契約による事業、業務委託による職員派遣の事業所の求人
- (5) 労働条件が明示できない福祉関係事業の登録型求人(登録ヘルパーなど)